

国保・年金



国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

保険証の提示で医療費の支払いが一部に

療養の給付

病院などで保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。ただし、年齢などにより自己負担割合が異なります。

- 義務教育(小学校)就学前…2割*
- 義務教育就学後70歳未満の人…3割*
- 70歳以上の人…1割(一定以上所得者は3割)

*小学生以下は乳幼児医療・小学生医療費助成制度により自己負担額の軽減有り



後で払い戻しが受けられます

療養費の支給

次のような場合、書類と印鑑を持って保険年金課に申請してください。国保が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

[ケース①]急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

[書類]病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書

[ケース②]手術などで生血により輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

[書類]医師の証明書・領収書(明細が書かれたもの)

[ケース③]海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

[書類]診療内容明細書・領収明細書・日本語訳文

移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

[書類]医師の証明書・領収書

出産や死亡したときにも

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が42万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6ヶ月以内に出産した場合は、加入していた保険から支給されますので注意してください。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。当てはまる人には治療を受けた月から2ヶ月後に文書でお知らせします。

こんなときにはご注意を

第三者行為

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をしたとき国保で医療を受ける場合は必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気とみなされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。

国民健康保険加入者の皆さんへ 医療費通知を送付します

市では、10月末に国民健康保険に加入している世帯主あてに医療費通知を送付します。国民健康保険で受診した総医療費と、保険者である市が負担した額をお知らせします。

通知を希望しない人は、10月14日(金)までに保険年金課へ連絡してください。通知を拒否する意思表示がない場合は、同意が得られたものとして送付します。

すでに送付を希望しない旨の連絡をしていてその後変更のない人は、連絡の必要はありません。

今月送付予定の医療費通知でお知らせするのは、原則として平成23年5~7月に受診した医療費の額で、医療機関からの請求内容に基づいて作成したものです。医療機関請求後の訂正是表示されません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。